

# 令和5年度 苦情件数及び内容【令和5年4月～令和6年3月】

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年4月1日

## 上半期受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	2件	3件	5件	3件	1件	4件

## 下半期受付件数

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	3件	4件	4件	2件	4件	4件

区分	項目件数	主な内容
危険運転等	33 ( 86.8% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煽り行為 ( 13 )</li> <li>・急な割込み・追越し ( 12 )</li> <li>・速度超過 ( 4 )</li> <li>・幅寄せ ( 4 )</li> <li>・蛇行運転 ( 1 )</li> <li>・信号無視 ( 1 )</li> <li>・急ブレーキ ( 0 )</li> <li>・その他 ( 3 )</li> </ul>
宅配関係等	1 ( 3.3% )	・対応不満 ( 1 )
違法駐車等	1 ( 3.3% )	・車両持ち帰り ( 1 )
労働条件等	1 ( 3.3% )	・不払い残業 ( 1 )
その他	1 ( 3.3% )	・運行管理業務 ( 1 )
合計	38 ( 100.0% )	

※内容が複数ある場合は、全てカウントしている。

区分	危険運転等(急な割込み・追越し／幅寄せ)
内容	<p>日時: 12月22日午前9時50分頃                      場所: 国道7号線(港大橋前から秋田県立武道館手前まで)                      港大橋前の十字路交差点で信号待ちをしていた。(通報者が右側、当該トラックが左側)                      青信号に変わり右折する際、幅寄せをしてきてぶつかりそうになった。                      右折後、通報者と前方走行中2台の車の前に急な割り込みをしてきた。                      この2点が大変危険に感じたので嚴重注意をお願いしたい。</p>
対応	<p>12/22 10:45 担当者に苦情内容伝える。運転者に確認して報告受けることに。                      12/22 13:10 担当者からの報告受ける。当該運転者の言い分は幅寄せなどせず、追越し可と判断したのでしたとのこと。ただし自分の運転で不快な思いをさせたなら謝るとのことだった。                      【補足事項】                      担当者には、追越しの件に関しては、再度丸タコとの速度とDRで状況を確認し、そのタイミングで追越しが必要だったのか検証して指導するよう伝達。                      12/22 13:20 通報者に事後報告した。</p>

区分	危険運転等(その他※交通マナー)
内容	<p>日時:2月8日午前8時30分頃  場所:土崎の北部市民センター付近の踏切  当該車両が一時停止せずに通過していた。列車との事故になれば周りを巻き込む可能性もあるので、とても危険を感じた。  また、助手席にも乗務員が乗っていたので事故等があれば運転者本人以外も危険な状況になっていたかもしれない。  嚴重に注意してほしい。</p>
対応	<p>整備管理者から連絡があり、踏切の一時不停止について運転者本人が認めたことの連絡を受ける。  運行中なので電話で指導を行ったが、直近の運転者指導教育時に再度指導徹底を行う予定。  看板を背負っていることと、常に周りから見られていることを意識して運転する様指導するとのこと。  【補足事項】  現場である秋田臨海鉄道廃止後は、クルーズ船寄港時の臨時列車運行時以外ほぼ列車が通過することのない踏切である。</p>